ｃ．時価の評価プロセスの説明

当法人では時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、レベル３の時価は、第三者から入手した価格によることとしている。また、第三者から入手した価格については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットを確認するとともに、投資先の投資内容についてモニタリングを実施し、把握している。

ｄ．重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当法人自身が観察できないインプットを推計していないため、記載していない。

８．有価証券関係

⑴　満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　　分	種　　類	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	政府保証債	—	—	—
	財投機関債	1,299,740,600	1,349,672,000	49,931,400
	小　　計	1,299,740,600	1,349,672,000	49,931,400
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	政府保証債	400,000,000	349,496,480	△　50,503,520
	財投機関債	2,100,000,000	1,827,833,860	△　272,166,140
	小　　計	3,399,740,600	3,177,505,860	△　222,234,740
合　　計		4,699,481,200	4,527,177,860	△　172,303,340

⑵　その他有価証券で時価のあるもの

（単位：円）

区　　分	種　　類	貸借対照表計上額	取　得　原　価	差　　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	転換社債型新株予約権付社債	—	—	—
	新株予約権	—	—	—
	証券投資信託受益証券	—	—	—
	外国投資信託受益証券	637,834,600,463	630,000,000,000	7,834,600,463
	小　　計	637,834,600,463	630,000,000,000	7,834,600,463
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	転換社債型新株予約権付社債	99,994,000	99,994,000	0
	新株予約権	21,420,322	80,000,000	△　58,579,678
	証券投資信託受益証券	233,088,417,410	240,000,000,000	△　6,911,582,590
	外国投資信託受益証券	157,046,457,876	160,000,000,000	△　2,953,542,124
	小　　計	390,256,289,608	400,179,994,000	△　9,923,704,392
合　　計		1,028,090,890,071	1,030,179,994,000	△　2,089,103,929